

令和6年度みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 会議録

- 1 日 時 令和7年2月3日（月）午後3時から午後4時45分まで
- 2 場 所 行政庁舎12階 1205会議室
- 3 出席委員 別紙「出席者名簿」のとおり
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 0名
- 6 会議録

（1）開会【事務局】

それでは、ただいまより、令和6年度みやぎ高齢者元気プラン推進委員会を開催いたします。

議事に入ります前に、本日の会議の成立について報告申し上げます。本会議は15名の委員で構成され、本日は13名の委員の出席をいただいております。半数以上の委員の出席がございますので、みやぎ高齢者元気プラン推進委員会条例第4条第2項の規定により本日の委員会は成立していることを報告申し上げます。

本日ご出席の皆様につきましては、名簿の配布を持って紹介に代えさせていただきます。

なお、西澤委員につきましては、急遽、欠席される旨、御連絡をいただいております。

また、岩沼市健康福祉部の大元利之様が退任されたことに伴い、岩沼市健康福祉部の菅原亜由美様に令和6年4月1日付で委員に御就任いただいておりますことを報告させていただきます。

附属機関である当委員会の会議は、宮城県情報公開条例により、原則公開とされており、審議内容を公開する必要がありますことを御了承願います。

続きまして、宮城県保健福祉部副部長武田健久より御挨拶申し上げます。

（2）あいさつ【武田副部長】

皆様には本日、お忙しい中、みやぎ高齢者プラン推進委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃から本県の保健医療福祉行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただいておりますことに重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

皆様の御尽力によりまして、昨年3月になりますけれども、第9期のみやぎ高齢者元気プランを策定することができたところでございます。現在はこの9期プランに基づきまして、各種事業を推進させていただいているところでございます。本日は、その1期前になります。令和3年度から令和5年度までが計画期間でございました第8期プランの実績を報告させていただくとともに、第9期プランの進捗状況等について、委員の皆様から御

意見をいただきたいというふうに考えているところでございます。県では、計画の基本理念である高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会の実現に向けまして、今後も鋭意取り組んでまいりますので、引き続き皆様の御理解、御支援を頂戴したいと思います。本日を含め、どうぞよろしくお願いをいたします。

【伊藤介護政策担当課長】

突然すみません。長寿社会政策課の伊藤でございます。私の方から、もう一言お話しさせていただきますと思います。昨年度、4回、推進委員会開催し、みやぎ高齢者元気プラン策定に御協力いただきありがとうございました。

昨年度、委員会を開催する中で、委員の皆様から、ぜひこの推進委員会でいろいろな情報提供をしっかりとしてほしいというお話がございましたので、今年度は特にその辺に、力を入れて資料を準備させていただきました。当課では、会議やいろいろな事業を持っておるんですが、特に今年度、来年度、力を入れているものを選びまして、次第の3のところですね、報告事項のところになります。資料3から参考資料3まで多いんですが、配布だけなどもあるんですが、説明させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、所属する組織で、ぜひ情報共有していただいて、県の施策の活用であったり、情報の周知を図っていただければと思います。本日はよろしくお願いいたします。以上でございます。

(3) 議事【事務局】

それでは議事に移らせていただきます。みやぎ高齢者元気プラン推進委員会条例第4条の規定により、高橋誠一委員長を議長として会議を進めてまいりたいと思います。高橋委員長、よろしくお願いいたします。

【高橋委員長】

改めて皆さん、こんにちは。

どうもお忙しい中、ありがとうございます。今御紹介ありましたけど、今日は大きく2つ、議題というか話の中身があって、前半が議題として、8期の実績報告と9期の進捗状況です。その後、報告事項として、説明をしていただきますので、大きく2つあるということで、進行させていただきたいと思います。それでは、早速、議題の1、第8期みやぎ高齢者元気プラン実績について、それから、議題2、9期みやぎ高齢者元気プランの進捗について、続けて御説明をお願いしたいと思います。

質問、ご意見は、一通り終わって2つ説明が終わってからお受けしたいと思います。今年度の委員会は今回の1回きりになりますので、ぜひ皆さん全員のご意見を伺えればという

ふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、事務局、説明1つ目、お願ひいたします。

（事務局説明）【小原班長】

企画推進班長の小原と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、議題1の第8期みやぎ高齢者元気プランの実績について、資料1を御覧ください。本資料は、第8期計画の各目標指標について、計画策定時の目標値と令和3年度から令和5年度にかけての実績をまとめたものでございます。

達成率を示しております、令和5年度実績が目標値をどの程度達成しているかを表しております。第8期では、10の指標を設定し、目標達成のため取組を進めていたところでございます。

右から2番目のところが、達成率になりますが、達成状況としましては、全体として3つの指標で達成率100%を超えてはいるものの、残り7つの指標では、目標値を下回る結果となりました。

特にこのうち、上から3つ目「週1回以上実施される住民運営による通いの場参加率」、上から5つ目「成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置」、6つ目「チームオレンジ立ち上げ市町村数」につきましては達成率が50%未満となっております。

いずれも、第8期期間については、新型コロナウイルス感染症の影響がかなり大きく、十分な対応ができなかったことが要因の主なものと考えております。

資料1の3ページ以降には、計画策定時の数値から、令和5年度実績までをグラフにしたものを示しております。

第8期策定時の数値と比べてみますと、全ての指標で、令和5年度実績が、第8期策定時の数値を上回っております、程度に差はありますが、全ての指標において進展がみられたものと考えております。

次に、議題2、第9期みやぎ高齢者元気プランの進捗状況等について、資料2を使って説明いたします。

計画では、3つの基本的目標と、各基本的目標にそれぞれ3つの基本課題を設けております。その基本課題ごとに事業実績を記載し、評価を記載しております。

まず1ページの第1章の第1項「地域包括ケアシステムの深化・推進」では、地域包括支援センター職員等研修事業など14事業を実施しております。各種研修会やアドバイザー派遣を実施しまして、意思決定支援の意識醸成や多職種連携の基盤づくりを推進いたしました。

次に第2項「地域支え合いと介護予防・生活支援の推進」でございます。地域支援事業交付金など23事業を実施いたしまして、生活支援コーディネーターの養成により、高齢者が地域の多様な主体による支援や多様な活動とマッチングできる基盤の整備を進めまし

た

2ページを御覧ください。第3項「安全な暮らしの確保」では、地域介護・福祉空間等施設整備交付金事業など12事業を実施しまして、高齢者施設の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備や水害対策強化事業への補助を行いました。

第1章についての第9期計画の目標値に対する現在の状況でございます。

1番「生活支援コーディネーター養成研修修了者数」につきましては、現況値は初期値と比べて92人増、2番目の「介護支援専門員に対する多職種連携に向けた支援回数」の現況値は初期値と比べて47回増となっております。

この2つにつきましては、指標は順調に数値伸びておりまして、令和8年度末での目標達成が可能だと見込んでいます。

続いて第2章でございます。

第1項「認知症の人にやさしいまちづくり」では、認知症地域ケア推進事業など14事業を実施しまして、認知症介護の専門職員の養成や認知症の早期発見・早期対応システムの充実を図ったほか、本人発信支援にも取り組みました

3ページでございます。第2項「生きがいに満ちた生活の実現」では、高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業など13事業を実施し、老人クラブ活動の活性化を図るとともに高齢者の活動の場を増やし、高齢者の生きがいや健康づくりの推進に取り組みました。

第3項「自分らしく生きるための権利擁護」では、高齢者権利擁護推進事業など7事業を実施し、介護保険施設などに勤務する職員、市町村担当職員を対象として、高齢者虐待防止等に関する研修会を実施し、権利擁護の視点に立った支援を推進致しました。

目標値に対する現況でございます。1番「介護予防に資する住民主体の通いの場参加率」です。こちらの指標は第8期計画で指標としていました「週1回以上実施される住民運営による通いの場参加率」に代えて設定したものでございます。

初期値として設定した令和3年度の8.2%と比較して、下がっている状況でございます。これは、新型コロナウイルスの影響が大きいものと考えてございますが、令和6年度は、参加率上位5市町村の取組を追加調査し、県内市町村に共有などの取組を行っています。

2番の「成年後見制度利用促進に係る市町村計画の策定」です。現況値は初期値と比べて4市町村増となっております。目標達成に向けて市町村支援を継続してまいります。

4ページに入ります。3番「成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置」では、現況値は初期値と比べて4市町村増となっております。設置済市町村の事例提供など、市町村支援を継続してまいります。

4番「チームオレンジ立ち上げ市町村数」です。現況値は初期値と比べて3市町村増となっております。立ち上げ済市町村は全体の2割にとどまっていることから、研修会実施

などの支援を実施してまいります。

5番、6番は第9期計画から追加した指標でございます。「認知症サポーターステップアップ講座を開催している市町村数」について、現況値は初期値と比べて4市町村増となっております。講座開催に向けた効果的な支援方法について検討してまいります。「人口の10%以上が認知症サポーター養成講座を受講している市町村数」では、現況値は初期値と比べて2市町村増となっております。認知症サポーター養成講座を増やす取組を進めてまいりたいと考えております。

次に3章でございます。第1項「サービス提供基盤の整備」では、特別養護老人ホーム建設費補助事業など19事業を実施し、特別養護老人ホームの大規模改修事業に補助を行い、施設の長寿命化とともに、入所者の環境整備を行いました。

第2項「介護を担う人材の確保・養成・定着」では、介護人材確保推進事業など18事業を実施いたしました。介護施設における外国人介護人材の受入れを支援したほか、介護事業所の生産性向上に向けた宮城県介護事業所支援相談センターを設置し、介護事業所がいつでも相談出来る体制を整え、相談内容に応じた業務改善やロボット等介護機器の導入を支援することにより、介護職員の負担軽減を図る取組を進めました。

5ページでございます。第3項「介護サービスの質の確保・向上」では、介護サービス情報の公表推進事業など12事業を実施いたしました。介護サービス事業所等に関する情報をインターネットで公表し、介護サービス利用者やその家族等の主体的な事業所選択を支援いたしました。

目標値に対する現況でございます。1番「小規模多機能型居宅介護事業所数」と2番の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数」につきましては、市町村の公募に対して、応募する事業者がなく、初期値から変化がない状況でございます。引き続き市町村支援を実施してまいります。

3番の「介護職員の人数」です。現況値は初期値と比べて約915人減となっております。引き続き外国人介護人材の受入れ、介護ロボット・ICT機器等の導入支援などに取り組んで参りたいと考えております。「特別養護老人ホーム入所定員数」です。現況値は初期値と比べて303人増となっております。引き続き、施設整備を支援してまいります。

最後の6ページでございます。以降は第9期から追加した指標です。

5番の「認知症高齢者グループホーム入所定員数」につきましては、現況値は初期値と比べて115人増となっております。引き続き、市町村が取り組むグループホーム整備に対し支援を行ってまいります。

6番「介護ロボット・ICT機器の導入事業所数」です。現況値は初期値と比べて115事業所増となっております。引き続き、介護職員の業務負担軽減や職場の環境改善を図ってまいります。

7番は「キャリアパス研修の受講者数」です。現況値は初期値と比べて767人増とな

っております。介護職員の資質向上に取り組んでまいります。

最後8番「介護保険事業の指定事務に係る研修受講市町村数」です。現況値は初期値と比べて4市町村増となっております。

資料につきましてはこちらで以上でございますが、各事業の実績や介護サービスの現状の詳細については、参考資料1、2として添付しております。

また、昨年2月に開催しました令和5年度第4回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会において、渡辺委員から総合事業の市町村の実態について、情報提供してほしいというご意見をいただいております。今回、参考資料3として、厚生労働省で実施している調査で宮城県内の状況を分析した調査結果を添付しております。なお、本調査は厚生労働省で集計作業中でありまして、内容に変更が生じる可能性があるため、暫定版となっております。

私の説明は以上です。ありがとうございます。

【高橋委員長】

一通り説明をいただきましたので、今の事務局の説明に対して、御質問、御意見があれば伺いたいと思います。どなたからでもスタートしたいと思いますが、いかがでしょうか。なるべく全員に伺いたいと思います。

【伊藤委員】

目標値の関係ですけど、第3項の介護サービスの質の確保・向上の中で、介護職員の数が減りました。ですけども、施設の入所定員数は増えました、ということです。

入所定員が増えたんですけど、職員数が減っているから、空きベットも増えたという認識でいいでしょうか。

【伊藤介護政策担当課長】

御質問ありがとうございます。5ページの特養の入所定員のところにつきまして、御承知かと思うんですが、市町村の計画を積み上げて元気プラン上のものを集計して、現況値を集計したっていう形になっておりまして、介護職員の方の数については、説明してもらえますか。

【菅野班長】

介護人材確保推進班で班長をしております菅野と申します。介護職員の人数でございますが、こちら初期値が令和4年10月1日時点のものとなっております。現況値といたしましては、令和5年10月1日時点となっております。御指摘の通り、915人ほど減っているところでございます。介護職員の人数の分析だけになってしまうんですけど

も、考えられる要因と致しましては、この10月1日の時点で比較した際に、事業所の数が若干、入所施設だけではなくて、訪問ケアサービスですとか、そういったものを全て含めまして、若干事業所数が減っております。そういったところが要因となりまして、職員の数が増えているというような形で出てまいりました。私の方から補足でございました。

【伊藤介護政策担当課長】

空ベッドが増えたというより、ここの数字はそれぞれのこれまでの継続したものの積み上げということで、報告させていただきまして、伊藤副会長からお話ありました分析は、そこまでは、この段階ではしていないというのが正直なところでございます。

【伊藤委員】

特養は拡充してるんだけど、その他の事業所の、要するに廃止なり、特にうちも含めてなんですけど、訪問介護の方が、診療報酬が下がって、事業を廃止する事業所が出てきているというようなことも報道とかでこう聞くんですけど、全体としてそういった従事する介護職が減ったんだけど、特養の方はきちんと整備が進んでるというような取り方でよろしいのでしょうか。

【伊藤介護政策担当課長】

特養の整備、市町村の積み上げの計画に基づいて、進んでいるという御認識で、間違いないと思います。一方、今お話出ました訪問介護ですが、基本報酬下がったということで、国の方でも影響を検討して、今後どうしていくとか、国会の動きとかもあったり、全国的に問題になっているもので、やっぱり何かしらの手当が必要なんではないかと思っております。国の経済対策の方で、訪問介護の方の政策も打たれてまして、今後、2月補正でも県の予算取れるところは検討していこうかなと考えておまして、また処遇改善のお金も、常勤換算5万4千円も含めて、手は打っていきなというところで考えております。

【高橋課長】

長寿社会政策課長の高橋でございます。只今の質問でございますけれども、5ページ関連だと思います。3番目の介護職員の人数の時点を見ていただくと、令和5年10月、それから4番目の特養の入所定員数に関しては、令和6年の11月なので、時点が違うものですから単純に空きベッド数が増えたっていう形ではないということをお理解いただければ

ばなと思います。

【伊藤委員】

了解です。

【高橋委員長】

他いかがでしょうか。

【大坪委員】

大坪です。単純な質問で申し訳ないですけれども、人材確保できなくて、閉鎖に追い込まれた県内の事業所数がいくぐらいあるか、もし掴んでいれば教えていただきたいと思っています。もう1点は、高校生の職場体験等の実習で入職なさった方も結構いらっしゃるということを聞いております。それで、やっぱり外国人の確保だけじゃなくて、事業所の協力をいただいて高校生とかそういう方々の、実習、体験の場を設けていくのも人材確保につながるのではないかなという思いを持っておりますので、その辺の取組について、もし分かれば教えていただきたいなと思います。

【菅野班長】

ありがとうございます。高校生などに対する介護の実習の部分についてお答えさせていただきます。高校生だけでなく、県の方では、中学生、高校生を対象にしまして、まず介護体験授業という、学校の方に出向いて体験授業をするという事業を実施しております。

今年度につきましては、26回ほど実施してございます。中学校、高校の方からも、徐々に認知度が高まっているところがございます。継続して県としても実施して行きたいと考えているところです。もう1つが、介護の現場、介護の施設様にご協力いただきまして、職場体験という形で、こちらも実施しております。いずれもですね、若年層に対して、介護職というものを知っていただくための大事な取り組みだと考えておりますので、継続して実施して参りたいと考えております。

【齋藤班長】

事業所が廃止になった件数ということでお話があったと思うのですが、今こちらで正確な数字申し上げるのは難しいのですが、その時点、時点での事業所のサービス数については、今把握しております。それを見ますと、増減についてはそれほど大きな変化はなく、新規の事業所の立ち上げもありますので、プラスマイナスで申し上げます。

と、横並びの状況にあると言えます。

【大坪委員】

ありがとうございました。

【伊丹委員】

今の質問の関連事項です。5ページ目の体験事業とか職場体験という話が出たんですが、中学生、高校生の介護のイメージというのは、評価として向上することができたのかどうか、その辺のところを教えてくださいと思います。ただやるだけではなく、結局は、将来的に介護の仕事に就いて欲しいという、おそらく、希望的概念かなというところで、行っているんだと思うので、その辺のところの反応はどうだったのかというところを教えてくださいと思います。それから、今、数字として持っているかどうかというところですが、外国人介護人材の受け入れというところを書いてありますが、どのぐらい宮城県として外国人を受け入れているのかというところを教えてくださいと思います。それから3つ目として、介護職には処遇改善加算がついております。これが付いたことで、介護職の募集に関しては、上がっているのか、同じなのか、下がっているのか、その辺のところ、もしデータでお分かりであれば教えてくださいと思います。私たち包括は相談業務なので、残念ながら処遇改善加算手当というのはありません。給料が上がっていないという現実です。でも、介護職は上がっていますよ。なので、その辺のところでの人材確保というところに影響があったのかどうかというところをぜひ教えてくださいと思います。それから4つ目として、3ページの第2項の生きがいに満ちた生活の実現というところで、老人クラブ活動の活性化を図るとともに、高齢者の活動の場を増やし、高齢者の生きがいや健康づくりなどに寄与したというところがあるんですが、私が自分の地域を見ている限りは、老人クラブの活性化というのは図れていないように思うんですね。むしろ低下している、もしくはもう老人クラブ自体がないというところまできている状況の中で、こういうふうに寄与したというふうに書いてあるので、もうちょっと詳しく実態がお分かりであれば教えてください。以上です。4つです。

【菅野班長】

まず、介護のイメージの方は向上したのかという御質問でございました。こちらですが、中学校、高校に介護の体験授業を実施させていただいておりますが、やはりですね、皆さん、介護というものに、日頃接する機会がないからなのか、体験の授業の際に、こういったお仕事があるということ初めて学んだっていうようなお声も聞きます。また、教員の方も、今やはり、体験していただく授業っていうところに重点を置いている学校が多

数ございます。こうしたところで、今まで自分が関わったことのない視点でそういった授業を実施するってということも、体験してもらうことも大事だというふうに考えていただく教員の方も多数いらっしゃいまして、イメージが向上したのかどうかというところは、数値的な部分では測れてはいないんですけれども、やはり若年層のうちにこうしたものを体験していただくということは非常に大事なことだなというふうに、感じているところでございます。あと2つ目、外国人が今、宮城県内でどのくらい就労されているかというところでございます。現在、約800名ほどですね、推計になりますけれども、外国人が県内の介護の現場で就労しているところでございます。県といたしましては、外国人であれば誰でもいいというふうには考えておりませんので、やはり日本の高度な介護の技術を学びたいというような、高い意識を持った外国人の方に来ていただいて、働いていただきたいというふうに考えております。そうした意識を持った外国の方に来ていただいて、少しでも宮城県内の介護の現場の、レベルアップと言ったら語弊があるかもしれませんが、質の向上などに、寄与できれば、良いのではないかというふうに考えております。私からは以上です。

【齋藤班長】

運営指導班の齋藤と申します。3点目にいただきました処遇改善加算と募集との関連性という部分につきまして、処遇改善加算につきましては、3つに分かれておりましたのが6月に一本化されまして、申請事務の省力化につながったというお声などはいただいておりますが、募集との関連性までは、県としては、分析については申し訳ございませんができておりません。現在、国の方で制度改正後の調査分析をしておりますので、それを注視して参りたいと考えております。以上です。

【川村班長】

では4つ目の質問の高齢者の問題についてですけれども、老人クラブの活性化というところですが、御指摘があったように、老人クラブの数、老人クラブの会員数、これは年々かなり大幅に減少してきております。昔のような老人クラブの位置づけとかはかなり難しくなり、会員をどうやって維持して行くか、どういうふうに活動に参加していただくかというのは、ずっと喫緊の課題で、今後もずっとそれが続くと思います。ここで活動をサポートするとあるのですが、基本的には、市町村の老人クラブ連合会を通じて、実際に老人クラブに対して補助を行ったりとか、老人クラブの方で、例えばいろんな申請手続きがなかなかできないから老人クラブ自体が維持できませんっていう時は、その申請手続きをサポートするような事業というものもやっておりまして、その事務事業のサポート事業というところでやっていたりとかしております。あと、宮城県老人クラブ連合会と協力しながら

なんですけれども、実際にどのようなニーズがあるかという、ニーズ調査をやりながら、実際に興味のある活動を増やしていかないといけないというところはありまして、そちらに向けて、協力しながら進めているところであります。ただ、かなり厳しい状況というのは変わりなく、今後やっぱりそれが右肩上がりというかという、それはなかなか難しいだろうと。あと、多様性のある高齢者のライフサイクルとか、ライフプランというか、老人クラブだけではなくて、通いの場だったりとか、いわゆる介護予防の通いの場だったりとか、認知症の事業だったりとか、あとは生涯教育の場だったりとか、とにかくいろんなものを、横並びというか、連携しながら、いかに、通いの場というか、外に活動の場を広げていくかというところは、今後進めていければなというふうに思っております。以上でございます。

【高橋委員長】

他いかがでしょうか。

【渡辺委員】

宮城県生協連の渡辺です。1つ質問でございます。進捗状況の5ページのところ、小規模多機能と定期巡回の目標値と現況について、お伺いしたいと思います。横の表のところも参照して、比較して見てみたんですけども、9期の計画を見比べてみましたら、9期のところに、地域密着型のサービス量として圏域別の地域密着型サービス利用者数の進捗状況を示している。こちらの目標値のところは、88と19ということで、全体の数値を入れ込まれているんですが、この目標値は圏域別の目標設定ではないのかどうか。今になって申し訳ないんですが、お聞かせ願いたいと思います。また、第9期の計画のところでは、課題認識としては、全局的に普及が進んでないんだけど、特に人口の少ない地域で、採算性の問題から事業所が参入できないというような状況の中で、サービスが提供されていない市町村もあるのではないのかという課題認識の中で、そもそも自治体の中でも、地域密着型サービスが提供されていないというような地域があるのではないのかというふうに思っております。そこら辺のところを教えていただきたいと思っております。

【青山班長】

施設支援班の青山と申します。今の圏域ごとの目標と、県全体の目標の関係ですけれども、それぞれの圏域の市町村からの計画を積み上げたものが県全体の目標値となっておりますので、圏域ごとの合計値が88、24事業所という目標になっています。

圏域ごとにやはり必要なサービスがないというところも確かにありまして、そちらは市町村さんが一生懸命公募して、事業所さんを探している、もしくは、ないところには他の圏域のサービスを利用してもらおうという形で、今、充足はしてないですけど、利用できない状況にはなっていないというふうに認識しているところです。以上です。

【渡辺委員】

状況分かりました。ただ、言っているのか、県北の事業所さんから、既存の事業所があっても、利用が増えなくて、実際に事業運営に影響がとて出ているというようなお声も聞かれて、とても苦悩のお声が聞かれてるんですね。なので、実際数値だけを追うということよりも、実際その地域に密着したサービスが、どう地域に定着できるかどうかということも追求していくべきなんじゃないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【高橋委員長】

すみません。ウェブで参加していただいている方、なかなか手挙げにくいかもしれませんが。安藤さん、お願いします。

【安藤委員】

よろしくお願いいたします。宮城県医師会の安藤でございます。ただいまの委員のご指摘、本当にもっともだと私も思って聞いておりました。小規模多機能型居宅介護とか、定期巡回・随時対応型は、やっぱり在宅の方々を支援するという意味では非常に大切なものだと思うんですけども、確かになかなか利用が増えなくて、非常にやっている方々は赤字で大変だというふうに思っております。

これがやはり1件も応募する事業者がいなかったということは、いろいろ考えなくてはいけないんじゃないかなと思っております。

まずはサービス自体が、今まで使ってなかったところだと、どういったものなのかっていうのが、わかりませんので、どういったものなのか、特にケアマネージャーとかを中心に、行政の方でも、もう少し力を入れて普及に努めていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

サービスを、もう少しかみ砕いて、どういうメリットがあるのか、そういったことは普及していかないと広まっていけないではないかな、というふうに思ってますし、広げていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思ってます。以上です。

あと会場の音声が非常に悪くて、申し訳ないんですけど、マイクでお話をさせていただか

ないと、こっちに聞こえないです。

それからマイクでも音声が非常に聞き取りにくいので、どうぞよろしく願いいたします。

【高橋課長】

長寿社会政策課長の高橋でございます。貴重な御意見、ありがとうございます。先生おっしゃるように、現場の市町村も実際の施設がどういうものなのかというのは、多分、我々県もそうなんですけれども、現場を見てないというのが一番弱みだっているのは、私、令和5年度から来て感じているところでございますので、しっかり市町村、それからケアマネ協会などと連携しまして、どのような形で普及していくかというのは検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。聞こえていたでしょうか。大丈夫ですか。

【安藤委員】

聞こえます。今のマイクはよく聞こえますね。

それからともう2点お聞きしてもよろしいでしょうか。

【高橋委員長】

お願いします。

【安藤委員】

2ページ目のところで、第3項の非常用の自家発電設備、水害対策強化事業の補助を行うというところですが、これは12事業を実施したということですね。もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

【青山班長】

施設支援班の青山と申します。地域介護福祉空間等施設整備交付金というのがありまして、減災とか防災のために施設整備をするんですけど、水害対策のために自家発電設備のところに門をつけたり、水が入ってこないような設備を作ったりとか、あと、給水設備で、屋上の上のところに給水タンクを設置して、何かあった時に水が使えるようにするといった事業を実施しているものです。以上です。

【安藤委員】

ありがとうございます。

【高橋委員長】

もう1点ありますか。

【安藤委員】

4ページのところですけれども、特別養護老人ホーム広域型の大規模改修事業に補助を行ったということで、こちらは19事業を実施したということですが、これは1/2補助とかが、トータルとしてはどのぐらいの補助金額だったのでしょうか。

【青山班長】

この特別養護老人ホーム建設費補助というのは、広域型の施設の設置と、あと大規模改修、それから改修とかの事業を実施しているものになるんですけど、大規模改修は定員1人当たりいくらという単価で、総改修費用の1/2の補助ということで、どちらか単価の低い方を補助するという形になっています。

大規模改修となると、築30年以上経過している広域型施設の補助になるんですけど、外壁補修だったり、屋上防水工事だったり、かなり大きな、億単位のお金が1棟あたりかかるので、今年度は3億ほど補助しているところです。以上です。

【安藤委員】

ありがとうございました。マイクもすごく聞き取りやすくなりました。ありがとうございます。以上です。

【高橋委員長】

どうもありがとうございました。他、いかがでしょうか。お願いします。

【栗石委員】

私の方は違う観点の話なんですけど、皆さんからの今の意見を踏まえて介護福祉士会、職能団体としてお話をさせていただければと思います。まず最初に、先ほど質問あったように、5ページのところの小規模多機能と定期巡回についてですが、取り組みの評価の部分が非常に甘いんじゃないかということで感じています。なぜそんなふうにするのかという

ところですが、まず1つに介護サービスを、介護保険サービス以外にも、国土交通省等で高齢者の住宅型が大変増えてございます。また、医療系、看取り系に特化する事業もたくさん出ております。

私も今現在、1,500人余りの事業所のところの事業部の責任をやってるんですけども、単に周知であるとか理解だけではなくて、やはり今、高齢者の住まい方というところが、変化が見られてるんじゃないかというふうに思っております。ですから、9期もそうなんですけれども、地域密着型の内容は、内容があって、このぐらいあった方がいいというふうにお考えなんだろうが、実際の、地域で住まわれる方の意識が、果たして、そういった地域の中で暮らすことを優先をさせるのかっていうと、正直、私どもの会社でもそうですが、地域によっては小規模多機能というよりは、訪問ができなければ入所しかないというふうに、特に農村部においては、そういう意識が非常に強いんじゃないかなというふうに、感じております。

ですから、もちろん介護サービスの、例えば、内容についての周知であったり、理解促進というところは非常に大事ではあるんですけども、根本となる私たちの考え、住まい方に対する考えというところもやはり考えていかないと、ただ単に高齢者人口かける何々のサービスっていうだけでは、本当の意味で地域づくりというふうにはならないんじゃないかなというふうに感じております。

特に小規模多機能の場合は、要介護度が3以上じゃないとなかなか難しいし、3以上になると、特養はじめ、入所施設がかなりございます。また、小規模多機能の場合だと、ケアマネージャーも、結局転換をしなくてはならない等で、現場の方としては、その理想通りに増えていかない。また、訪問、通い、泊まりのニーズを満たせるぐらいの一定のスキルを持った介護職員というのは、かなり厳しいと感じております。弊社においても、泊りであったり、通いであったりっていうのは得意なんですけれども、訪問の方になってくると、男性であったり、個人特有の職員のスキル等の理由によって、なかなか訪問回数も伸びていかないということなどがあります。ですので、取り組みの評価として、単に公募するだけではなくて、そういった地域においた実情に合わせた中で、しっかりと評価をしていただきながら目標値を設定するというのを、今後改めていかれた方がよろしいんじゃないかなというふうに思っております。

あともう1点だけ。先ほど最初の質問であったんですけども、全国的にも介護職員の減少に今年度転じたというところで、ニュース等で言われていますけれども、このことは単にベッドが空いているというものではなくて、実際、私も現場にいますものですから、少ない人数の中で、利用者さんを見ているという方が、より実際、現実なものではないかなと思っております。ですから、それこそ2040年ピークに達した時に、高齢者施設が空洞化して、また地域によっては、もう入る人が、高齢者がいないという地域も日本では出てきております。単に増やすだけではなくて、本当の意味で全体を考えながら、職員の確

保と、また1人として、スキルのある自立した介護職員の育成というところを、今後も課題として取り組んでいく方が現実的なのかなということ、まとまりありませんけれども、わたくしからの意見です。以上です。

【青山班長】

施設支援班の青山と申します。小多機、それから定期巡回、看多機などの施設については、市町村が認可するという立場でして、市町村の目標、また市町村の介護ニーズを、昨年度の9期プランを作るときに、各市町村さん、全市町村さんのヒアリングをさせていただいて、地元の方々、お住まいの方々の介護ニーズどうですか？ということ、聞き取りしながら、目標値を定めたところではございます。

その中で、やはりコロナ禍を経て、施設に入っちゃうと、お友達にも会えなくなる、家族にも面会できなくなるということで、できる限り最後までご自宅の方にいたいという希望の方が増えてきています、ということだったので、今回、小多機とか定期巡回という施設整備に目標を置いたというところではあるんですけども、実際特養も長期の方と、短期ショート入所ということで、施設が併設しているかと思うんですけど、最近特養のベッド数が増えているっていうのは、実は併設短期を転換いたしまして、長期に変えているというケースで増えてるのが実は実態としてあります。なので、もともと同じ施設に介護職員がいて、ただ分類を変えたという流れになっていて、今、短期入所も減ってきているというのが実情なのかなというところで感じております。地域ごとに必要なサービスというのは、市町村さんと一体となって県も進めていきたいと考えておりますので、引き続き進めてまいりたいと思います。以上です。

【高橋委員長】

ありがとうございました。じゃあ鈴木さん、お願いいたします。

【鈴木委員】

私も質問ではないんですけども、現場の、相談内容であったり、現場の声なんですけど、やはりグループホームさんでも、空きがあって申し込みします、そして実地調査にじゃあ何日に伺いますねという返事をいただいても、実際なかなか実地調査に来ていただけない。そこにはやはりベッドが空いているんであろうと推測はできるんですけども、職員が、実はインフルエンザでして、コロナでして、そうやって1ヶ月、2ヶ月平気で待たされるという事例もあるんです。そうすると、本当にその間、在宅で一生懸命頑張ろうと思って、それでもどうしようもなくて、グループホームさんとか施設を申し込むんですけ

ど、実際、向こうからは調査には来ていただけない。そうすると、いろんな手立てを考えると、なかなかうまくサービスにつながっていかない。

やはりそういうことが実際あるんですね。そうすると、先ほど人数分かりましたが、やはり人が足りないとか、そして、結局、質の向上にもならないわけですよね。人が足りないということは、研修も受けにいけない。どこかの外部の講習などを受けにいけば、現場の人数が減ってしまうので、そういうふうには悪循環があります。

逆に選ぶ側として、本当にその人が小規模多機能を選んでいいのか。逆にデイサービスとか訪問とか違うサービスで組み合わせていけるのではないかと、そういうきちんとした説明がないと、多分何もわからない。ここ空いてますよと言われてたら、そうですかと言ってしまふんですけども、もしかしてもうちょっと小規模って、丸めの金額を払わなくちゃいけないので、若干高くなったりしますよね。それなりに通えばいいのかもしれないけど、週1で通ったのでは、やっぱりかえって高くなってしまふ。そういうことがきちんとご本人、ご家族様に説明されてサービスにつながっているのか、やはりその辺もきちんと、地域包括さんであれ、ケアマネさんであれ、説明してつなげていってほしいというのが正直なところですよ。以上です。

【高橋委員長】

御意見ということで、よろしいですかね。他いかがですか。まだ御意見いただいていないケアマネ協会、小野寺さんいかがですか。

【小野寺委員】

5ページの質問、小規模多機能は気にはなっていたんですけど、他の委員さんがおっしゃいましたので、その件はいいんですけど、ケアマネ協会の方としても、研修の中で、小規模多機能の方と研修のグループワークなんかで一緒になるんですけども、同じ職種、専門職でありながら、明確にならないところがあったりとかってというのは事実なので、その辺はいろんな形で、サービス調整する役のケアマネとしても、きちんと知っておくということは必要なだろうなと思います。

介護の状況は、やっぱり都市部と地方で全く違うというあたり、そこを一律に制度で括るのは、だいぶここにきて、すごい差が出てきているんじゃないかなと思います。で、私は県北の方ですけども、実際、特養の方は待機者がもう減ってるというような状況が起きています。

ただ、それでも、運営基準に則った施設じゃなくて、泊まれる施設があるので、そちらは結構入っていたり、何が起きてるのかな、という感じにするのが1つと、それから、や

っぱり人材ですね、人材不足もありますけれども、やっぱり身近なところで、外国人の雇用で成功した事例、あんまり聞かなくて、四苦八苦しているというような実情も聞くので、この辺は丁寧にいろいろ見ていかないといけないんだろうなという感じがしています。

今回、いろいろ見やすい資料を作ってください、比較もできやすいんですけども、取り組みの評価のところをもうちょっと詳しく、実情、何が起きているのかというあたりとかは、もう詳しくあってもいいのかなというところを感じました。

以上です。意見になってしまってすみません。

【高橋委員長】

いえいえ、貴重な御意見ありがとうございます。木村さん、いかがですか？

【木村委員】

宮城県老施協の会長の木村でございます。何度もここにいらっしゃいます、高橋先生をはじめ、同じようなメンバーでお話はしてるんですけども、介護人材の確保、私の方はやはり、建物があっても、サービスを提供する人材が確保できないとサービス提供できないわけですから。

その辺のことについては、もちろん県の御支援をいただきながら、さらにやはり法人単位での協力というのも必要になってくると思います。

特に私がいるところは亘理町なんですけれども、亘理高校という公立高校がありまして、ずっと家政科の生徒さんが、こういった施設の方に入ってくるという流れがあったんですけども、ここ2、3年はぱたっと止まりまして、それでも、高校に行き、出前授業という職場の説明をしております、魅力を発信しているつもりですが、まったく新卒の方は来ないというような状況でございます。

3年前から、介護職員の確保については、今後7年ぐらいで19の方が退職されて、10人の介護職員が足りなくなると。実際にその分新卒の採用ができるかといったら、もう深刻な状況でございます、アジアの外国人材に頼るしか今のところは道はないかなというふうに思っております。あとは途中で、紹介会社からいろいろ紹介されるんですけども、無資格未経験という人材を紹介されるということがございますが、年収の安くて2割5分、高いところは3割、看護職員については、3割はもう間違いなく事務手数料として、徴収されるということで、本当に厳しい状況でございます。

今後も県の方の御支援をいただきながら、なんとか確保したいというふうに思っておりますので、さらに、御支援をいただきたいと、これ会議の度に何度もお話ししているような状況でございますので、よろしく願いいたします。

【菅野班長】

介護人材確保推進班の菅野です。御意見どうもありがとうございます。外国人につきましては、外国人以外の日本人についてもですけども、引き続き積極的な取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、こちらも不勉強で、いろいろと御迷惑をおかけするところございますが、引き続きよろしくどうぞお願いいたします。

【高橋委員長】

まだ発言いただけてない方で、美里町の相原さんいかがですか。

【相原委員】

市町村の立場として、4ページにあります成年後見制度の中核機関の設置ですとか、チームオレンジの立ち上げ市町村数とか、計画なので、目標値があって、それを達成するために進んでいくというのは、もちろんその通りだと思います。しかし全市町村が同じようにすることはなかなかできないと思っています。できないから悪いではなくて、できるように進んでいこうとするところが大事だと思っています。課題が解決されるということが大事なところなので、数字の、達成率100%ももちろん必要だと思いますが、市町村毎にいろんな課題があるかと思っていますので、福祉事務所単位で、市町村に御支援いただけると、助かると思っておりました。

【川村班長】

地域包括ケア推進班の川村です。今、質問がありました市町村の取り組み、地域支援事業を中心にやっておられると思うんですけども、我々県としては、地域支援事業を実施する市町村の後方支援、それが県の立ち位置ということになっております。今おっしゃられたように市町村が悩んでいることに寄り添ってやるというふうになると、県でやってるのが伴走型支援事業という形で市町村の事業を、実施担当者の人と、一緒に目標に向かって進んでいくと、そのためにアドバイザーを派遣して、例えば何か課題を、例えば、包括支援センターと社協とか、そういうところがなかなか連携できないんだとなった時には、そこで双方の目線を合わせるための場を持ち、同じ目標を持って役割分担できるような形でやっていくにはどうしたらいいんだろうか、そういう形で、課題解決に向けて、アドバイザー、県、保健福祉事務所、そして中心となる市町村の人が連携してやっていくというのは毎年、数は少ないんですけども、2市町村程度はやってます。今年度、山元町とかの東松島市とかでテーマは違うのですが、一緒に課題解決に向けてやりました。

あと、県は生活支援体制整備事業の支援をベースにやったりするのですけれども、国の方では地域づくり加速化事業というのがあります。そちらの方で、東松島さんの方で移動支援事業を今、一生懸命やってるところになっています。ただ、これも1年に3回支援で、それに関する打ち合わせが3回程度。結構丁寧にはやっているのですけれども、単年度で解決できないときは、やはりその翌年以降も何らかの形で継続して支援していく必要があるのではないか、というふうに思っております。そのために先ほど相原委員の方から言われました保健福祉事務所との連携ですね、やっぱり本庁にいますと、どうしても市町村とは距離が遠いので、丁寧な支援というのはなかなか難しいところがあります。やっぱりそこは地域に密着して、市町村支援を行っています保健福祉事務所と連携して、なんとかこうより手厚い県の支援にならないかというところを、ここ2、3年取り組んではおります。

少しずつ成果が出ているんですが、もう少しこう時間をかけながら、市町村の支援体制をもう少しこう、実りのある成果が出るように、継続して伴走できるようなところを考えていきたいと思っております。以上です。

【小原班長】

成年後見関係です。企画推進班の小原と申します。成年後見関係も、指標としまして、市町村計画の策定であるとか、中核機関の設置というところを設けております。国の計画上、令和6年度、全市町村というふうにKPI示されておりますので県の方でも、目標値設けているのですけれども、もちろん市町村ごとに、事情は全く違いますので、例えば中核機関設置すればいいというわけではなく、中身というのも重要と思っております。

今年度、成年後見関係だと、県の方で、各市町村、ほとんどの市町村を担当者がまわりまして、意見交換させていただきました。

コロナウイルスも関係して、だいぶ市町村との関係性が遠くなってしまっていたんですけども、今回訪問しまして、顔の見える関係、少し取れたかなというふうに思っておりますので、引き続き、取組を進めまして、各市町村の、何が問題かとか、何ができていないか、何ができるかというところを把握しながら進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

【高橋委員長】

それでは、岩沼市の菅原さんいかがですか。

【菅原委員】

こんにちは。皆さん、聞こえますでしょうか。お世話になります。

これまでの皆さんのお話聞かせていただいて、やはり一番心配なのは、医療もですけど、介護も人材が絶対に不足するというのが、もう目に見えているというところなのかなと思います。

そういった人材、イメージをアップするとか、介護の職の魅力を若い人に伝えるというのも1つなんですけど、もともとの生産年齢人口がなかなかもういない、今生まれたお子さんが18歳になるまで18年間かかるっていうのも多分あると思いますし、少子化も本当に進んでいて、これからどうなるのかなというのが、もう本当に心配な状況があります。

先ほど、高齢者の住まいは、いろいろ形が変わっていくんじゃないかというお話あったと思うんですけど、私も本当にそういうふうに思っていて、今も単身の方とかが増えていらっしゃる、高齢者だけじゃなくて、30代、40代、50代の単身の方も増えていて、結局その方々が介護が必要になるような年齢になった時に、一体どういう風にしたらみていけるのかなとなった時に、やっぱり都市部と、農村部の、広さですとか、施設の数とかそういったところで全然違くなるのかな。なので、そういったところで、市町村の方では、自分たちの町が、どういうところを目指していったらいいのかとか、住民の方と、よく意見交換しながら、どういうふうに将来を迎えたいのかとか、そういったことを自分のこととして、市民の方に考えてもらうような、そんな。機会をこれからも作ればいいのかというふうに今お話聞いて考えておりました。

すいません。感想になりますが、以上です。

【高橋委員長】

どうもありがとうございます。加藤先生いかがですか。

【加藤委員】

認知症介護研究・研修センターの加藤です。認知症関連で、2ページのところの2章の下の方で、疾患医療センターの鑑別診断とか、初期対応とか、そういったところの部分で、診断の支援にすごく力を入れようという部分が大事なんだと思っています。地域支援事業の中で、一体的支援事業というものがあるものを今後どう活用したりとか、進めていくのかっていう、私、仙台市のところで関わっているものですから、仙台市が来年度結構力を入れるようです。

だから、そういったところの普及とか、市町村に、そういったものを広報して、ぜひやってほしいっていうような、疾患医療センターに対する広報みたいなものがあるのかなと思いました。それから全体的に言えるのは、目標値 KPI みたいなものがあって、それ

の達成率で評価してますけども、やっぱり達成率だけではなくて、質的な評価も今後していられるといいかな、アウトカム評価って言いますかね。例えば、よくできているところとか、そういったところの好事例を少し集めて、それをほかの市町村に広報して行くとか、なんとか市ではこういう風な取り組みをしていって、うまく機能していますとか。例えばそれはサポーター、ステップアップとかもちゃんと19市町村なんだけど、ちゃんとやってるところはやっていて、それなりにうまくいっているところはあるんじゃないかと思うんですね。できない理由ってのはいっぱいあると思うんです。何何だからできない。ただ、こういう風なやり方でうまくやっているところがあるということ、ちゃんと、いろんなうまくいかないというふうに思っているところに対して、少し、広報と言いますか、宣伝していくという風なやり方がいいのかなと思いますので、特にこの認知症基本法ができた中で、やっぱり共生社会とかというふうに言われている、問題出てきて、やっぱり国民一人ひとり、人ごとじゃなくて、自分のこととして考えようみたいな、新しい認知症観とか、何もできなくなるわけではないんだとか、そういったことを、一般市民の人に今広めていくという時期なんだと思うんです。

だから、そこで言うとサポーター養成事業ってすごく重要だと思っていますので、ぜひこう、力を入れていただきたいなど、先ほど言った評価の見方、KPI 以外の見方というものを検討なさったらいかがかなと思います。以上です。

【小原班長】

ありがとうございます。

資料2の第9期の計画の進捗状況についてです。御指摘の通り、評価のところ、いい取り組みというのも具体例を交えながら、今後、説明していきたいと思います。ありがとうございます。

【川村班長】

地域包括ケア推進班の川村です。最初のご質問の認知症疾患医療センターの診断後の支援についてというところです。県として、御存知のように、認証疾患医療センターの運営支援事業ということで、指定を中心に行っています。宮城県は7カ所、仙台市が4カ所というふうになっておりますけれども、それぞれのセンターの実績はこちらで把握しております。診断後の支援がなかなかうまく進まない。つまり、診断を受けた人に対して、その後、当事者の会とか、例えばピアカウンセリングとか、そういう事業をリンクさせてやるというところがなかなか難しいと。清山会さんの方でかなり積極的にやられたので、

そのようになっていただきたいというところはあるのですけれども、なかなかこの壁が高く、今、県としては、そこを目指しつつも、まず認証疾患医療センターの担当者同士の話し合いを通じて、なんとかそこに目を向けていただくように進めたいと思っております。担当者会議は今、粛々と進めております。

一体的支援につきましては、御存知のように、認知症の人と家族の会宮城県支部でやられている翼ですね、翼の会が、実は一体的支援事業の形をとっております。ご本人のピアカウンセリング、家族のピアカウンセリング、あと一体的に楽しむイベントなどをやりながらやっています。今、それをベースに仙台市で、長町の方でやられているのかなというふうに思うのですけれども、この一体的支援は家族の会と一緒に、今後も充実させていくというところもあるのですけれども、県としてやっぱり課題に感じているのが、全部仙台市にあるんですよね。地域の方に行くと、あることはあるんです。Sakura カフェとか、せせらぎの会とか、いろいろ大崎市とか仙南とか石巻市の連珠の会もそうですね。あることはあるのですけれども、やっぱり最初、認知症の当事者が行ける当事者が集まる場所が、まずそれがないと、すべてその認知症の方の御意見を聞いて、本人ミーティングとか、基本法の中で意見を聞くとかということにつなげるためにも、当事者が集まる場所を少しでも増やしていかなければいけないというふうに思っております。清山会さんの若年性認証支援コーディネーターの方と協力しながら、今年度2箇所増える予定ということなんで、ここを地道に増やしていきつつ、なるべく御本人の意見を、仙台市のオレンジドアとか、当事者ネットワークみやぎさんと家族の会は当然、先頭で意見をお伺いしながらやっていきたいと思うのですけど、もっと地域のそういう声を拾えるようなところを今後進めていかなければいけないというふうに思っております。

チームオレンジについては、達成率は低いんですけど、実はスタートがゼロだったので、毎年2、4、7というふうに、一応倍々ゲームみたいになって、今年14に一応増える予定になっています。それで、増えてはいるのですけれども、今言ったように数だけ達成すればいいのかというのはまさにその通りで、このあいだ、チームオレンジコーディネーター研修会というのをやりました。市町村が30近く集まったのですけれども、グループワークで意見交換がものすごい盛り上がりました。みんな話したくて聞きたくてしょうがなかったんだと思うのです。やっぱり横展開で、事例紹介は大事で、それはやっていかなければと思うのですが、担当者同士が話し合うとか、そういうあたりは、もっとこう、効果的に効率的にやっていければ、まずはいいのかなと。

質的な評価は、アウトカムの指標ですね、結構基本法のアウトカム指標、ハードルが高くて、なかなか実現するための具体的なところが見えにくくて、今後一生懸命考えないといけないというふうに思っています。ここは当事者とか家族の方とか、いろんな人と考えながら、アウトカム指標を考えていけたらいいなというふうに思っております。

以上です。

【加藤委員】

ありがとうございます。ちょっとだけよろしいですか。一体的支援事業については、私共の仙台センターが仕掛けて、オランダの、いわゆるミーティングセンタープログラムを取り入れて、翼に、モデル事業で参加してもらった経緯があるんです。今、翼もやってくれていますし、清山会と長町と、あと、私もかなりけしかけて、うちのせんだんホスピタルでも今年度からやってもらっていますので、3月に意見交換会というものがあります。その中でやっぱり、せんだんホスピタルとか清山会って、いわゆる疾患医療センターなわけですよ。ですから、どこかをつなぐだけという方法もあると思いますけど、疾患医療センターと地域包括が一緒になってできないかとか、そういうふうな仕掛け方もあるのかなって気がしました。すみません、余計なことでしたが、以上です。

【高橋委員長】

どうもありがとうございました。一通り皆さんに御意見をいただく形で進めてきて、時間がですね、押し気味かなと思うんですが、少しオーバーするかもしれないので、

用事というか、時間がある方は退出していただいて構いません。次の説明は報告事項になりますので、それでは、続けて報告事項、事務局から説明をお願いできればと思います。

【小原班長】

宮城県成年後見制度に関する取組方針について御説明いたします。資料3を御覧ください。

スライド番号2番でございます。

国が令和4年3月に策定しました第二期成年後見制度利用促進基本計画におきまして、権利擁護支援の地域連携ネットワークに求められる機能や、機能を強化するための取り組みに計画的に取り組むための方針を都道府県が示す必要があるとされております。

内容としましては、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針の3点に取り組むことが望ましいとされておりました。

本県では令和6年12月5日にこの協議会を設置いたしました。

宮城県成年後見制度利用促進協議会というのを設置しまして、そこで意見をいただいたものが3ページ、4ページでございます取組方針となっております。

詳細については御覧いただければと思いますが、特に4ページに記載しております4、担い手の確保育成にかかる取組のうち、市民後見人に関する取り組みというものが令和7年度から行いますので御紹介いたします。5ページ御覧ください。

市民後見人の概要としまして、通常、成年後見人は弁護士などの専門職や親族が務めることとなりますが、市民後見人は専門職、親族以外の一般市民が自治体等の実施する養成研修を受講するなどして、後見業務を行うものでございます。市民後見人の養成は、高齢者数の増加に伴い必要性が増す成年後見の担い手の確保という観点に加えて、地域共生社会の実現のための人材育成参加支援、地域づくりという観点からも重要視されているところでございます。

現在は市民後見人養成をしているのは仙台市と富谷市のみとなっているところです。

6ページをご覧ください。今後の取り組み内容でございますが、令和7年度は市町村職員、県民向けに機運醸成を行いまして、令和8年度に実際、県で市民後見人養成研修を実施する予定でございます。以降、令和9年度は研修修了者を対象としてフォローアップ研修を実施して、研修修了者の資質向上などを図る予定としております。

資料3は以上でございます。

【菅野班長】

続きまして、お手元に配布の資料4を御覧ください。

県では、令和6年4月1日に宮城県介護事業所支援相談センターを設置いたしました。こちらのセンターは介護事業所の業務改善についての相談を受け付け、専門家のアドバイザーによる支援を受けられるものです。

また、介護ロボット等の展示会や機器の使用貸し出し、セミナーなどを実施し、県内介護事業所の生産性向上に関する相談を常時受け付けております。

今年度の実績といたしましては、個別相談及び相談会合せて28施設から御相談を受けております。

また、セミナーは3回実施いたしまして約200名の方に、介護ロボット展示会については2日間の開催で約440名の方に御参加いただきました。

こちらの相談センターを通じて、介護事業所の業務改善等の取り組みについて、今後も伴走型で支援してまいりたいと考えてございます。

続きまして、お手元に配布の資料5になります。

こちらは、宮城県介護人材確保協議会として策定予定の介護現場の課題に即した対応方針案となります。

相談センターの効果的な運営のためにも、介護の現場に精通した関係団体の皆様の意見を集約し、示すこととしたものでございます。

県といたしましては、引き続き皆様と連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上、簡単でございますが、私からの説明は以上になります。

【齋藤班長】

続きまして、資料6をご覧ください。

介護保険施設等の電子申請届出システムの利用開始について説明させていただきます。運営指導班の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

今回の取組の概要としましては、介護保険施設と介護サービス事業所の、文書に係る負担の軽減ということを目的といたしまして、電子申請届出システムを利用開始するものです。

対象も介護保険施設等ございまして、基本的に令和7年4月より指定申請ですとか、変更届出の書面による提出、これまで書面による提出をいただいていたのですけれども、電子申請届出システムによる提出に変更となります。

資料の3枚目をご覧ください。

こちらに厚生労働省が作成した電子申請届出システムの概要図を参考として掲載しております。電子申請届出システムの利用につきましては、全国的に進められているところで、地方公共団体向けの申請届出受付機能と介護サービス事業所向け申請届出受付機能が電子申請届出システムとして下の方に記載しておりますけど、統合されることによりまして、前回の申請情報ですとか、事業所の基本情報が自動入力されることになりまして、必要箇所のみ修正する流れとなりますので介護サービス事業所の方の入力の負荷軽減につながるものと期待されております。以上で説明を終了いたします。

【川村班長】

資料7宮城県地域包括ケア推進協議会のあり方について御説明いたします。

まず、宮城県地域包括ケア推進協議会ですけれども、平成27年に設立して以降、県内の関係機関団体等が連携協力し、一体となって本県の地域包括ケア体制を構築するため、地域包括ケア推進アクションプランの策定などの推進を実施してきております。

裏の方を御覧ください。ポンチ絵の方、御覧ください。

左が、これまでの協議会で、右の方が新たな会議体のイメージ図です。左の方は、これまでの協議会の体制ですけれども、49団体による総会、15団体による幹事会で、6つの専門委員会から構成されておりました。右の列の四角で囲んだのが新たな会議体である仮称地域包括ケア推進会議となっております。

新たな会議体には4つのポイントがあります。1つ目のポイントは、既存の代替会議の活用です。ここにある、丸1から丸5、6兼ねてますが、5つの会議につきまして、これらの会議の座長などを新たな会議体の構成員とし、効果的に連動させていきたいと思っております。2つ目のポイントは、これまで高齢者を中心としていましたが、児童福祉分野、障害福祉分野の専門家を構成員に加えていきたいと考えております。3つ目のポイントは、地域包括ケアシステム構築の主体である市町村を構成員に加えていきたいと考えております。

4つ目のポイントは代替会議と児童福祉分野、障害福祉分野の会議に横串を通した形の会議体に改変しています。

構成員も減らすことによって、より機動的な会議体にしたいと考えております。そういうことで、これまでの地域包括ケア推進協議会を、新たな会議体に移行するように、今準備を進めているところです。今後のスケジュールですが、2月の幹事会、3月の総会を経て、次年度から地域包括ケア推進会議をスタートさせていきたいと考えております。

では続きまして、資料8の説明をしたいと思っております。みやぎ認知症応援大使についてです。県では、認知症の人が自分らしく尊厳を保持しつつ、希望を持って過ごせる社会づくりを進めるため令和6年12月18日に、認知症の人本人が普及啓発活動を行うみやぎ認知症応援大使を4名委嘱いたしました。

彼らの行動は、認知症基本法と認知症施策推進基本計画の精神に基づいており、宮城県が行う認知症の普及啓発活動への参加協力、認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバンメイトへの協力など、幅広い活動を行う予定となっております。

裏面をご覧ください。4人のプロフィールとなっております。皆さん、男性なんですけれども、50代から70代と幅広い世代の方を委嘱することができました。すでにテレビなどのメディアでも取り上げていただくなど、早速活動を開始しております。みやぎ認知症応援大使の活動を通じて、地域社会における認知症への理解が深まるとともに認知症の人や家族が安心して暮らすことができる社会の実現に向けた一助となることを期待しております。

その下の方が、いい写真ですけれども、みやぎ認知症応援大使の委嘱式での1枚となっております。この写真を見ていただいただけでも、今までの認知症のイメージが変わる方が増えるのではないかなというふうに思っております。当然、ご本人の体調など十分考慮した上ですが、県の認知症の啓発活動を行っていただきたいと考えております。

皆さんからもぜひいろんな場面で、ご依頼していただければなというふうに思っております。以上です。

【高橋委員長】

どうもありがとうございました。非常に簡潔に説明をしていただきました。今の説明に

対して、御質問、御意見等があればお受けしたいんですが、いかがでしょうか。

【伊丹委員】

市民後見人に関する質問です。実は私、市民後見人の養成研修を受けたいと考えたんですが、ここに何も書いてないんですけど、対象年齢は。仙台市は65歳までと聞いて、該当しなかったんですが、県の場合はどうなんですか。それと、この市民後見人の研修を修了した方が、受任実績がないというお話を結構聞くんです。なので、活用の場がないというのはどうなのかなというところ、興味があったので聞きたかったです。

【小原班長】

ありがとうございます。

市民後見人の養成講座は、仙台市さんの方で、先行してすでに実施しておりますので、県が実施するにあたっては仙台市さんと意見交換というか、お伺いしながら、今、検討しているところです。年齢に関しては、恐縮ですが、今まだ検討中でございます。

受任実績について、こちらでも仙台市さんの方から、最初からそこを念頭において、研修実施、調整を進めたほうがいいというふうに、アドバイスいただいております。なかなか受任調整自体は、必要な方とちょうどマッチングする方が合わないと、できないとは思いますので、その前段階として、研修を受けた人が、例えばほかの成年後見の研修での講師になるとか、市民後見人研修の時に、話をさせていただくとか、そういった形で、何かしらの活躍をしていただく場というのを設けていかなければというふうに考えていたところでございます。

【伊丹委員】

できれば、年齢を上げて、やりたいという意志がある方の希望を叶えていただけるとすごくありがたいんですが。

認知症予防になるかなと思っていました。先ほどの方見ると、やっぱり仕事終わった後に結構、認知症の診断を受けてしまっているんですね。なので、自分の中で、あってもいいのかなという思いがありました。

【高橋委員長】

ウェブで参加されている方で、何か御質問御意見ありますか。説明していただいた分に関して。

【菅原委員】

それでは、1点だけ確認なんですけど、地域包括ケア推進協議会のあり方を変更するという事なんですけど、資料の2ページ目に、新規課題への対応として、児童福祉分野、障害福祉分野の専門家を構成員に加えるとあるんですが、その具体的な新規課題っていうのはどんなことなのか、教えていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

【川村班長】

地域包括ケア推進会議ですけれども、一応、フレームとしてはこのような形でやるというふうに思っております。既存の代替会議で、例えば医療介護の基盤整備だったりとか、それこそ認知症のことだったりとか、介護人材のことだったりとか、いろいろ意見を集約して取り組んでますので、そこといろいろ連携というか、意見を聞きながらテーマを考えていきたいというふうに考えております。この児童福祉と障害福祉のところなんですけど、今、具体的にこうだというのではなくて、今後この協議会、懇話会と、どのような課題があるのかというところを、いろいろ意見を聞きながら、適切なテーマを、その都度検討していきたいというふうに考えております。まずは分野を制限することなく、幅広いところから、意見を取れるという体制を作っているという段階で、今後詳細を詰めていけたらなというふうに思っておりました。以上です。

【菅原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【高橋委員長】

いかがでしょうか。よろしいですかね。

本当に皆さんから忌憚のない御意見、たくさんいただきました、今回は、進捗状況の確認なんですけども、3年計画なので、その進捗を見守りながらより良い計画にしていくことになると思います。

私の意見というか、感想として、成長している時にはKPIのような数量目標というのはいいと思うんですけど、これから、場合によっては下方修正するような数量目標も実はあり得る。県全体ではまだまだ必要性が高いという分野も、地域によっては整理をしていくという考え方もあると思います。

数量に偏ってしまうと、増えればいいんじゃないかと誤解をされてしまうかもしれない。が、県内でも非常に地域差があるということですね。都市部と地方との差があって、それを同じ指標の中で語ってしまうと、どこにも合わない。都市部にも合わないし、地方に合わないような、施策になってしまうと思います。介護とか福祉は、分布が両極端、非

常にうまくちゃんとやっているところもありますけど、なかなか対応できていないところはやっぱりあって、そういう意味では、やっぱり底上げが非常に重要になってくると思うんです。だから平均値を上げるというような発想よりも、ちゃんとやってるところは、そんなに行政がやらなくても、しっかりやってもらえてる。そうじゃなくて、できないところも重要な福祉の担い手として、支えていく。地域って小さな人たちの集まりなわけですから、小さなところがちゃんとできないと、これからの福祉は成り立たない。

元気プランは今の高齢者の施策を3年間という限られた中でやっていますけど、今必要なのが、おそらくこれからの高齢者も含めた高齢化社会を考えていくことで、そういう意味で県も多世代型の発想に移っていき、今の高齢者のことを考えるだけじゃなくて、これからの高齢者を、高齢社会を、みんな考えていかざるを得ないところまで来ていると思います。多世代交流ができるような場をたくさん作っていただけるといい。この間も人材確保の委員会があって、義務教育課の方がいらして、いろいろ情報提供もできるし、関わりができるという話もされていたので、多世代に目を向けると、いろんな可能性が見えてくると思います。

私は生活支援コーディネーターの研修に関わっているんですが、高齢者だけじゃなくて、いろんな人が参加できる、多代的な集いの場もやっていきましょう、認めましょうということになってくると思います。コーディネーターの情報交換会では、子供たちといろんな人たちが集まっている会がすでにあると言われる。農村部だと高齢者だけというのはなかなか大変だという話もあるんですね。新しい地域支援事業のガイドラインでは多世代交流をかなり意識されて書かれているので、そういうこともひっくるめて、県の方向性も、非常に長期的な視点も持ち始めておられるのかなと思います。時間をオーバーしたんですけども、本当にご意見ありがとうございました。じゃ事務局からなければお返ししたいと思うんですが。よろしいでしょうか。

(4) 閉会【事務局】

高橋委員長、議事進行ありがとうございました。

なお、本日の内容は、会議録を作成後、委員の皆様へ送付いたしますので、内容の確認について御協力いただけますようお願いいたします。それでは、以上をもちまして、令和6年度みやぎ高齢者元気プラン推進委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。